

平成 25 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 25 年 9 月 25 日（水曜日）

建設環境委員会会議録

平成25年9月25日 水曜日

午前10時01分開議

午前11時34分開議（実時間 91分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
（八代市住生活基本計画について）
- ・生活環境に関する諸問題の調査
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成松由紀夫	君
副委員長	太田広則	君
委員	大倉裕一	君
委員	庄野末藏	君
委員	古嶋津義	君
委員	前川祥子	君
委員	山本幸廣	君
委員	幸村香代子	君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	船藏満彦	君
建築住宅課長	今村一成	君
建築住宅課主幹兼 課長補佐	山口敏朗	君
環境部長	宮川正則	君
環境センター建設課長	小橋孝男	君
環境センター建設課 主任	田島雄一郎	君

○記録担当書記

松本和美君

（午前10時01分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
（八代市住生活基本計画について）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、八代市住生活基本計画について、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） 改めまして、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部でございます。

国で平成18年の6月に住生活基本法が制定されまして、国におきましては平成22年度、県におきましては平成24年度で計画が策定されておりますので、それを受けた形で、本市におきまして平成25年5月に八代市住生活基本計画——いわゆる住宅マスタープランでございますが——策定いたしましたので、その内容につきまして、建築住宅課長の今村課長より内容について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、建築住宅課、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。おはよ

うございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築住宅課の今村と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建築住宅課長（今村一成君） 本日は、平成24年度事業として八代市住生活基本計画・住宅マスタープランを策定いたしましたので、その報告をさせていただきますと思います。

まず、白い冊子の八代市住生活基本計画（住宅マスタープランについて）補足資料というのを、——白い冊子です。ごらんください。（「小さいの」「資料の一番下についとる」と呼ぶ者あり）

この計画の背景と目的でありますけれども、国において、平成18年6月に住生活基本法が制定されて、国・熊本県において、それぞれ住生活基本計画が策定されております。

本市では、合併前の旧八代市で策定しておりました住宅マスタープランの計画期間が平成24年度で終了のため、今回、新たに合併後の新八代市域における計画を策定することとなったものです。

この計画は、市総合計画のやすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市やつしろの理念に基づき、高齢者が暮らしやすい環境、子育てしやすい環境、災害に強い環境など、本市の住まい、まちづくりの推進に当たり、住宅政策に関する基本的な方針、目標、方向性を明確にして、安全に安心して快適に生活できる住まい、住環境づくりを進めるための指針を示すものとして策定したものです。

計画の期間としまして、平成25年度から34年度までの10年間であります。ただし、5年ごとに見直しを行います。

次に、策定作業の概要ですが、予算は平成24年度当初予算で執行したもので、先ほどの資料の1ページの下の方のとおりになっておりま

す。

ただし、上位の計画である熊本県住生活基本計画が24年度に改定されましたんですけども、当初の予定から大幅におくれたもので、それと整合させる関係で本市の作業が間に合わなくなったために、25年度へ一部繰り越ししております。

経緯としまして、2ページの表になりますが、平成24年7月に、入札により業者が決まりまして、8月に第1回作業部会、9月に第1回策定委員会を開催しております。以降、作業部会、策定委員会をそれぞれ4回開催しております。平成25年5月に計画の作業が完了しております。

また、この間、市民アンケート、地域審議会の意見聴取、パブリックコメントなどを行っており、意見募集を行っております。なお、パブリックコメントには、意見はございませんでした。

策定委員は、3ページに表がありますが、学識経験者として熊本高専八代キャンパスの教授、行政として県住宅課長、ほかに業界関係者、公益関係者、福祉関係者、各種団体の関係の方、皆様合わせて11名の方々に委員となつていただきました。

作業部会としまして、4ページにありますのが、市内部から関係ある部署の職員18名により構成いたしました。

次に、青い冊子をごらんいただきたいと思います。八代市住生活基本計画（住宅マスタープラン）概要版というものです。

内容としましては、1章から8章までの構成になっております。

1ページの1章においては、計画の背景、目的、位置づけ、目標年次を示しております。

背景、目的については、先ほど述べましたとおりです。位置づけは、八代市総合計画の住宅分野における個別計画であり、平成25年度か

ら34年度までを目標年次としております。ただし、社会情勢の変化等により見直し、改定を行います。

次、2ページです。2章、3章になっております。

現況の整理、住宅事情・住宅ストックの状況を国勢調査をもとにデータ整理しております。人口は減少しておりますが、世帯数は増加し、核家族化が進行しておることが読めると思います。

3ページ、4章です。

アンケート調査の結果を示しております。主に住宅・住環境の安全性の不満が多数ございます。

4ページ、5章です。

住まい・住環境に関する課題についてです。2章から4章までのデータをもとに課題を整理しております。特に災害に強い住環境、高齢者対応、若年層対応等についての課題があります。

5ページ、6章です。

住まい・まちづくりの基本理念と目標でありまして、課題をもとに5つの基本目標を立てております。基本目標1から5まで列記をしております。

次の6ページにおいて、第7章として、6章で立てた目標、基本目標に対する住宅施策の基本方針と重点施策について示しております。

基本目標1である安全に安心して生活できる住まい・まちづくりとして、災害に強いまちづくり・住まいづくり、土砂災害ハザードマップの配布率についてなどを示しております。

次の次、9ページになりますが、基本目標2、人にやさしく快適に住める住まい・まちづくりとしております。高齢者、障害者に配慮した住まいやまちづくり、持ち家のバリアフリー化率などを示しております。

基本目標の3、12ページです。

基本目標3、八代らしい魅力を活かした住まい・まちづくりとして、主に八代産材の有効利用、その利用実績を示しております。

基本目標4、14ページになります。

コンパクトシティの実現、地域活力の維持・向上を図る住まい・まちづくりということで、地域定住に資する住まいづくり・環境づくり、そして、空き家バンクの設置などについて示しております。

基本目標5、16ページです。

地域主体の多様なパートナーシップによる住まい・まちづくりとして、住宅供給、住替え等に関する効果的な情報提供と相談体制の確立などを掲げております。

最後に18ページ、8章、計画の推進に向けてとして、住生活基本計画の施策は、住宅施策を中心として環境、福祉、定住対策、公共交通、産業・商業施設立地、防災、市街地整備などの幅広い分野の庁内関連部局の連携が不可欠であり、また、民間事業者等の連携、協力も含めて体制づくりに取り組むということで締めくくっております。

次に、八代市住生活基本計画、——白い冊子ですが、住宅マスタープラン、付属資料、八代市営住宅の今後のあり方についてという白い冊子、ごらんいただきたいと思います。

これは今後の市営住宅のあり方についてまとめたものです。

当市では平成22年度に八代市営住宅長寿命化計画を策定済みではありますが、この中で、基本方針、整備方針として、予防保全的な維持管理・修繕を効率的に進め、現在の管理戸数をふやさないとしております。

今回、策定いたしました住生活基本計画の課題、目標を踏まえて、一部計画の内容変更を行うということを今後の整備方針にうたっております。

この資料の5ページ以降では、将来の需要の

検討を行っております。

10年間の推計をしましたところ、440世帯という、——10年間で440世帯を行政が支援すべきものとして結果が出ておりまして、これを1年にしますと、44世帯ということになります。過去5年間の八代市営住宅に入居できた平均世帯数が50世帯でありまして、支援の必要な44世帯をカバーできると考えておりまして、新規の住宅の建設は必要ないと考えております。

平成25年の管理戸数は、用途廃止予定を含め、1371戸です。このうち、入居募集の対象となっている戸数は、用途廃止対象となる101戸——除却する予定の建物ですが——を除きますと、1270戸となります。

1371戸という数字になりますが、35年度の管理戸数は、現状の1270戸ということで、維持するということを考えております。

第3章、8ページですが、公営住宅の供給手法について整理を行っておりまして、直接供給、借り上げ方式のメリットを取り上げております。今後も市営住宅の供給方式については、検討を続けてまいりたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） はい。本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

ありませんですね。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） 済いません。

○委員（山本幸廣君） どうぞ。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済みません、ありがとうございます。

平成22年にですね、この市営住宅の計画が出されたときに、そもそもマスタープランがないじゃないかという指摘をしていて、早くあの、このそもそもの基本計画を立てた上での計画じゃないかというお話をしていたのが、ようや

くでき上がってきた感はあるんですけども、なかなかですね、ちょっと読み込みがまだできてなくて申しわけないんですが、空き家対策のところなんです。

非常に気になっているところがありまして、どこの自治体も空き家の対策については頭を痛めているというふうな状況があって、今回、法整備がまた新たにですね、変わるということもあるんですけども、今ですね、さっき空き家の対策がありましたよね。マスタープランの中で、空き家バンク、この設置をとということがお話をされてたんですけども、具体的にですね、今、八代市の中で、空き家と呼ばれるものがどれくらいあるのかということと、あと、この空き家バンクということの稼働をですね、どんなふうに数字的なものとして捉えられているかというところをちょっとお話しをいただきたいと思うんですが。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 山口主幹。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

はい。空き家対策の、空き家の現在の戸数、それからこの稼働状況ですかね。（委員幸村香代子君「はい」と呼ぶ）についてですけども、この調査の中では、まだ空き家の数を十分に把握しておりません。

この空き家バンクの設置ということになりましたのが、一つは地域審議会をずっと回っていく中で、貸し家としての空き家ではなくて、今まで住んでいるんだけど、老人ホームに入ったとか、——最近ですね。そうすると、そのままの状態に残っている家が多く出とる。こういったのを把握して、地域のみんなと生かせるような状況をつくっていただけたらいいかなという意見が多数出ましたもんですから、そのあたりを踏まえまして、まずは空き家バンクというのを整備しようじゃないかと。

その中で地域審議会、そういったものを通して、そういった空き家の戸数を十分に把握をしてですね、それから、どういった供給ができていくかというのを、これから検討していかなくちゃならないというところの、今、始まりの段階でございます。

これからそういった調査をしながらですね、また、そういった空き家の稼働、流通のさせ方、活用の仕方というのを、方法というのをきちんと整備してですね、平成28年度にはきちんとした形でそういった情報提供ができる状態に持っていこうということで、空き家バンクの設置ということで、現在では数字はちょっと目標としては入れられませんでしたが、そういう状況でやっているところでございます。

現在のところはちょっと数字を把握してないというところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。非常にですね、空き家の問題というのは、もう結構早くから言われている部分もあったので、空き家の定義をどうするかということはあるかと思うんですが、早急にですね、その数字については把握をいただきたいというふうに思います。

そして、先ほどお話があったように、空き家を一つのですね、地域の拠点としてとか、福祉のですね、拠点として活用したいというふうなお声があるのも現実ですので、そういったところがですね、早くこう稼働するような方策も立てられるかなというふうに思いますので、とりまなおさず、とにかく今の状況をきちんと把握をいただきたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） はい、いいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、担当部から説明が

あったんですが、なかなか説明の時間というのが短い中で、かいつまんで御説明されたわけがありますが、その中で私がふと感じたことをですね、2点ぐらい、お願いと同時に意見として述べさせていただきたいと思いますが、すばらしいものができました。その中で、ページ数は、第8章、——青い冊子ですが、この8章の計画の推進に向けてという部分、この中で推進のための体制づくり、これが一番大事だと思うんですね、これから。これからが一番大事だと思うんですよ。

そういう中で、庁内の体制、推進の体制づくりをどのように、——具体的にどのような体制づくりをしたいのかというのをですね、そこらあたりを担当部が、今、考えておられると思いますので、そこらあたりをちょっと聞かせてください。

同時に、市民との連携、これが一番大事なんですね。市民との連携でこれだけ掲げておられる中で、市民への情報の提供と意見の交換を実施するとともにという、そういうことをですね、年間計画でもう立てておられるのか、それとも今後立てられるのか。そこらあたり、市民との連携についてもですね、推進についての情報提供等々についてのですね、考え方を少しでも示してください。よろしいですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい。船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。今後の推進体制づくりでございますが、現在におきましては、まだ具体的にこういう新体制でいこうということはまだ決めておりません。

ただ、少なからずしも現体制、執行体制ではですね、ちょっと建築住宅課だけで進めるというのはちょっと困難かなというふうには考えておりますので、新たなどこかの建設部の中でも、建築住宅課か建築指導課かその中に係を設けるのか、そういう検討は必要だろうと思いま

す。

また、建設部だけではですね、これを進めるといふのもちょっと無理がありますので、先ほど建築住宅課長が言いましたように、分野としましては環境、福祉ですね。それと、定住促進の絡みで企画あたりとも連携を深める必要がございますので、そのあたりは関係部署と相談しながらですね、今後、体制づくりを進めてまいりたいというふうに、今のところは考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 市民との連携はいんですか。

○委員（山本幸廣君） 市民との連携は。

○建設部長（船藏満彦君） 市民とにつきましてはですね、先ほど言われたような地域審議会あたりと今後進めてまいりますけども、今現在、八代市におきましては、住民自治を進めておりますので、住民自治とも連携を図りながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本議員。

○委員（山本幸廣君） これはもう、部長、我々も認識というのをですね、改めて認識をせないかぬ、この住宅のマスタープランというのはですね。八代市がこれから13万を切る状態になる、そういうようなまちづくりの中で、やはりこれは一番大事なですね、基本的な計画なんですよ。

でも、そういうことを考えたときに、説明があったように、私のこれはもう一つの提案ですけども、作業部会をずっとつくられてこれられて、報告書を作成なされたと思うんですよね。その中で、作業部会をやっぱし延長するような体制で体制づくりをしていかなければですね、今部長が言われたような中で、建設部の中での

建築住宅課だけではですね、この、やっぱしマスタープランはですね、夢のプランになってしまうと、これは委員長、私、そう思うんですよ。

まあ、皆さん方もどう考えておられるのかわかりませんが、私が今説明受けて、資料に目を通した中ではですね、ただ絵に描いた餅じゃなくしてから、実際としてよその市に負けないようなまちづくりの中でですね、この基本的なマスタープランというのが生きていく、それが現実になっていくというのをですね、その中で、私はこの作業部会の活用というか、作業部会を中心としたですね、何かのプロジェクトをつくって、短期間でこういうのをひとつ推進していこうというようなことを考えてほしいということで、——ほしいですので、そこらあたりのお考えはどうですか。部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。作業部会の延長といいますか、まあ、今後の新体制に向けて、引き続き検討すべきじゃないかという御質問だろうと思いますので、そのあたりにつきましては、今後、何らかの形でですね、この引き続きできるように検討はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） はい。頑張ってください。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） よろしいです。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） まず、計画に当たっての情報の提供といいますかね、結局、今回できた後に説明ということだったと思うんですけど

ど、途中経過あたりってというのは、建設環境委員会への説明とかっていうのは、何回ぐらいあったんですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） 途中での報告はしておりません。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） そこをなぜ、途中、情報提供というか、委員会あたりの説明をしながら、委員会、もしくは議員のですね、考えあたりを求められなかったのかというところについては、どのようにお考えですか。

○委員長（成松由紀夫君） どちらですか。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口主幹。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） はい。委員会の報告を行っていないこと、まことに申しわけないと思っております。ただ、作業部会を行う、——この計画を策定している中で、昨年の9月から行ってるんですけども、この間に5回、そのほかアンケート調査をずっとやっておるんですけども、どうしてもそのスパンが短過ぎまして、委員会に報告する時間というのをどうしても見つけることができませんで、つくってしまったということでございます。

こちらといたしましては、確かに皆さん、委員会のほうに中間報告ということをするべきだったんでしょけれども、その流れがちょっとできずに作業部会、策定委員会、それと調査、それから資料のまとめというので、ずっと詰まって作業をやっていた関係で、どうしてもその時間をちょっととりきれなかったというのが正直なところでございます。申しわけございませんでした。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 結果のことについてで

すね、細かく言っても取り返しはつかぬという部分というのはあるかなとは思いますが、でも、また一方で、聞き過ぎてですね、まとめづらくなるというのものもあるかもしれないんですが、やはり議員の中からも声が上がってくるといことは、アンケートとったけん、それで市民の意見を全て反映しとるということにはならぬと思うとですよ。

アンケートを配布されてるけど、回収されていない部分もあるし、そういった方々の声というのは、議員さんに伝えとっけんよかという思いがあらわれるかもしれないという部分の考えると、中間報告をやっぱり1回か2回ぐらいされてですね、議員のほうにも、今、こういうマスタープラン計画中ですよ、いつごろには提示の予定ですよといったところも含めてやっていただければよかったのかなというふうに思っておりますので、その点はこれから計画を進められる上ですね、しっかりまた総括を、つくっただけで終わるじゃなくて、これまでの総括も含めながら、このマスタープランの振興計画をまたつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしときます。ここは要望で。

それと、具体的にちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども、市営住宅の関係で、市営住宅の中に障害をお持ちの方が住まわれていると思います。御家族の中に障害を持ってられる方もおられると思うんですけど、そういった方々の要望というのでも、市営住宅を修繕というんですかね、——してほしいという声が上がりますけど、なかなか市営住宅の構造上、修繕ができないかというような話もあるわけですね。

しかし、やっぱり障害者の方の住みよいですね、まちづくりとか住環境を進めますと言われる上では、そういったところにも取り組みを進めていかなければならないと思うんですが、どういうふうな考えを持ってこれから取り組んで

いかれようと思っていらいしゃいますか。

○建設部長（船藏満彦君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。今後につきましてはですね、委員御指摘のとおり、少子高齢化、それと核家族化が進んでまいりますので、特に高齢者、障害者の方につきましてはですね、今後、建てかえ計画をしていく中でですね、なるべくバリアフリーに配慮した市営住宅を検討してまいりたいというふうに考えております。

その中で、例えば高層でエレベーターをつけるのか平家でするのか、せいぜい2階ぐらいまでで抑えるのか、そのあたりは、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今からの建てかえ計画について、具体的な考え方という形で述べていただいたと思うんですが、既存の市営住宅に入居されている方々に対して、その既存の市営住宅の改造をどう、——バリアフリー化をどう図っていくのか、そこが課題になってると思うんですよ、今。

市営住宅をつくるというのももっと先、5年、10年先の話で、そこまでやっぱり障害をお持ちの方々の、何ていうんですかね、生活住環境が障害になるっていうんですかね、例えば、もう風呂場に行くのに20センチぐらいの段差があって、そこをまたいで、越えて行くことも厳しいとかですね、扉が旧設計で狭いとか、そういったのがいろいろ出てきてると思うんですけど、そういったところをやはり改善していくのも、行政の市営住宅に求められているところがあるんじゃないかなと思っておりますが、その点についてはいかがですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。おっしゃるのとおりでございます、現在のところはですね、市営住宅につきましては、そういう高齢の方、それから障害者の方につきましてはですね、福祉サイドのほうの助成事業がございますので、その助成事業を使っていただいております、個別に中のリフォームをしていただいておりますようにしております。

市のほうが個別にですね、市が個別に対応するということは、今現在のところはいたしておりません。御本人からの要請に基づいてですね、その福祉サイドの助成を使っているという状況でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） できるところはいいんですよ、そうやって。構造上できないところをやはりお住いの方々もおられるということ、担当部としても把握していただきたいと思っております。

もうこれ以上聞きませんが、そこの部分をですね、しっかり担当課と把握していただいて、いろんな事情を網羅した住環境整備に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。先ほどの公営住宅の戸数なんですけど、1378戸でよろしいですか。で、現在が108戸を除いて1270戸でよろしいんですかね。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。

○委員（前川祥子君） はい。この108戸は、もう用途はできないということで、廃止されるというふうに捉えていいんですか。

○建築住宅課長（今村一成君） 木造の平家…

…

○委員長（成松由紀夫君） 課長、挙手の上、発言してください。

○建築住宅課長（今村一成君） はい、済みません。

○委員長（成松由紀夫君） はい、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。木造の平家の古い建物でありまして、今後、除却していく予定にしております、今のところ。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） ということは、もうそこには以前から住んでらっしゃらなかったというふうに捉えていいのでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。以前から住んでおられなかったです。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。ではもう今後は1270戸で区分していくというか、減らすこともなく、まあ、これは今後の計画の中に入っていくんでしょうけど、10年間は減らすこともないというふうに捉えていいんでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。その数字を、10年後の数字としてあらわしてはおりますけども、その数字を目標にしております。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。山本委員。

○委員（山本幸廣君） ページ数はですね、今後の整備方針の第1章の1ページ、ちょっと

今、関連がちょっとありましたのでお伺いをいたしますが、今の前川委員のとも関連なんですけども、用途の廃止を図るということで、昭和20年から30年代に建設された、今、課長のほうから説明あったんですけれども、この用途の廃止ってどういう理解したらいいのかな。ちょっと説明して。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。用途廃止という意味というところですね。用途廃止というのは、建物も土地も住宅の用途から外するという考えなんですけども、正確に言いますと。今ここで考えてる住宅の整備の用途廃止、整備の関係での用途廃止というのは、建物のみを用途廃止する、——取り壊すというような考えであります。

○委員（山本幸廣君） うん。何か——。委員長。何かようわからんけども。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長、ありがとうございます。

建物をということじゃなくて、私がこの文字を見たときには、やっぱり用途廃止となりますと、やっぱり土地から何もかも用途を廃止していくという捉え方というのを捉えるんですよ。捉え方をしますけども。はっきり言ってから、これが20年、30年、田んぼん真ん中に、農地の中で農振を外して、行政だからそこに住宅を、公営住宅をつくったと。

だから、今、20年、30年経過してどうにも維持管理もできない、入居者もない、廃墟状態であるから、その用途を外してどうするかという、その先もあるわけですよ。転売するのか、それとも普通管理財産でどう処分していくのかという、これはもう八代市は普通管理財産の処分をしなきゃいけない時期に入ってるんですけども、そこらあたりを考えた中で、用

用途廃止というのはどのような廃止というのを考えた中で、この文字を書かれたのかなということで、今聞いたところが、今村課長からは建物だけの用途廃止ということで理解していいのかな、部長。

○委員長（成松由紀夫君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。この附属資料の２ページでございますが、ここでピンクで示しておりますところが用途廃止を計画しているところでございます。この用途廃止といいますのは、先ほど課長が御説明しましたように、築もう四、五十年以上たっておりまして、中には一部の方が住んでらっしゃるところもございまして、現在は新たな入居はもう停止して、一一募集は停止しております。

で、中には住んである方何人かおられますけれども、その方たちが住みかえをしていただくようお願いを毎年しております。そして住みかえされたところはですね、撤去しておるところでございまして、その中でですね、じゃあ、残った土地はどうするのかというところでございますが、新たにここにですね、市営住宅を建てようとした場合に、現在におきましては、進入路が非常に狭く、建築基準法上ですね、非常に公営住宅として立地条件が悪いというのが、今、ここにあるほとんどでございまして。

その中でですね、この３ページの下から２番目、（２）用途廃止判定団地というところで書いておりますが、先ほども課長が申しましたとおり、このピンクのところは全て用途廃止というふうに長寿命化計画ではしておりましたけれども、その中でですね、沖町団地、それと海士江町道上団地、それと毘捨丸団地につきましてはですね、立地場所としては非常に利便性が高いところでございまして、こういうところをですね、先ほど御質問がありました高齢者の方ですとか障害者の方ですとか、あるいは子育て世帯の方をですね、その状況を見計らいなが

ら、幾つかでも建てかえをしてまいりたいということで、当初廃止しておりましたけども、これにつきましてはですね、一応、判定を建てかえと、——長寿命化計画上、建てかえというふうに今後変更させていただくということでお示ししたところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 結構でございます、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。確かにですね、この計画、八代市営住宅長寿命化計画が２２年に策定されたときに、随分詳しく計画を立てられていたのは記憶をしているんですけども、それについてお金がかかると。建てかえにしてもですね、いろんな長寿命化策をとっていくにしても、非常に予算が、常に予算が伴うことなんですけれども、その予算の規模といたしますか、今ここに、整備方針を掲げられているのに対しての予算というのはどれぐらい含まれますか。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口主幹。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

長寿命化計画に載せております整備計画につきましては、予算までの計算をいたしてないところでございます。１０年間とか計画をたててはおるんですけど、１０年間についてはこういった順番で整備をやっていく必要があるということで、現在、市のほうでは、建設事業という形でおおむね３年間から５年間の、その時期になりましたら、建設費、整備費等を出しまして、市の全体の計画の中でどう入っていくかと

いう部分で金額が動いていくもんですから、この長寿命化のときには出してないというところでございます。

次の、3年、5年となったときに、ある程度概算で計算をして、財政とも協議をしながら進めていくというところで、100%その年度に計画どおりに進められるかといったら、そういう状況では、今のところないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい。幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 御存じのようにですね、八代市、今後いろんな大きなね、計画もずっと進む中で、まずはそれが優先されていけば、こういったふうな計画もですよ、やっぱ予算どりをきちんとやっていかないと、予算立てやっていかないと、せっかく計画は立てたけれども、予算がつかんかったけん先延ばしになります、変更になりますというふうではですね、余りにも残念だなというふうに思いますし、計画倒れになっていく。

先ほど山本委員がおっしゃったように、やっぱり八代市が今後向かう市のあり方としてですよ、やっぱこういったふうなところの住宅環境をどう整えていくかっていうことは本当に喫緊の課題、少子高齢化になっていく中で、また、福祉の面、高齢化していく面では非常に重要になってきますし、市営住宅のニーズっていうのも高まっていく可能性は大きいというふうに思います。

そういったことをですね、やっぱりトータルの整備していくには、予算立てをですね、早く、やっぱり計画は立ててください。お願いします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。ありがとう

ございます。

具体的には、この建てかえ計画がございまして若宮団地、それから、鏡の中次団地につきましては建てかえということで、長寿命化計画でうたわれておるわけですが、この金額につきましては、まだ出てはおりませんですけども、当面はですね、この若宮団地につきましては、八千把の区画整理事業のかかわりもございまして、早ければ区画整理の事業の進捗に合わせましてですね、若宮団地の一部または全部をですね、29年度か30年度ぐらいには区画整理の事業に合わせてしなければならないかなというふうなところでは、現在のところは考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） はい。なければ、最後に、委員長からお願いでございますが、建設部におかれては、答弁の中で数字を把握していないであったり、何のためのマスタープランだというような話にもなってまいりますので、そこをしっかりとですね、ある程度数字は一旦試算できるものは出しておいていただいて、報告いただきたい。

それと、大倉委員からも御指摘があったようにですね、中間報告なり何なり報告的なものは随時入れていただきたいなど。いきなり4月1日あたりにほんと事業化されたやつも、過去あっておりますので、そういったものも、必ず委員会に報告した上で、事業化されるように、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で八代市住生活基本計画についてを終了いたします。

小会いたします。

（午前10時48分 小会）

(午前10時50分 本会)

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） 環境部でございます。よろしくお願いします。

本日は、臨時議会後の間もない時期に建設環境委員会を開催していただき、ありがとうございます。

本日、御説明させていただきます案件は、環境センター建設事業の進捗状況についてでございます。

本件につきましては、市議会議員の皆様方には、全員協議会や市議会各派ごとの勉強会などにおきまして御説明をさせていただいておりますが、このたび、市議会常任委員会の構成も変わりましたことから、改めまして、確認の意味でこれまでの事務手続の経過と今後の事業スケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。

私ども担当部としましては、これまでの市議会におきまして繰り返しお伝えしておりますとおり、環境センター事業の実施に当たりましては、市議会の全会一致のもと御理解をいただき、市民の皆様信頼をいただけるよう、これまでどおり公平公正な視点で平成29年度内の環境センターの供用開始に向けまして全力を傾注してまいりますので、当委員会の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。

説明は環境センター建設課長の小橋からさせていただきます。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、進捗状況につきまして、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料のまず11ページのスケジュール表をお開きいただきたいと思います。今後の説明につきましても、これを開いたまま御説明をさせていただきたいと考えております。

このスケジュール表のA3の横判ですが、右下に11ページと打ってあるところです。これを持ちまして、――最初にこれを説明させていただきます。

まず1番上の環境影響評価の流れでございますが、現在、準備書の県知事意見が9月4日付で八代市に対して通知されております。これを受けまして、今後、評価書を作成いたしまして、評価書の公告縦覧という手続に入っております。

続きまして、2段目の港湾計画の変更ですが、土地を取得する際に用途の変更をする必要がございます。このために、県のほうで港湾計画の変更という手続に入っておりますが、県のほうからは、評価書の公告縦覧が終わったら、正式に港湾計画の変更手続に入っているというような連絡をいただいております。

ただ、県知事意見が出た段階で、事前準備にもう既に入っております。それを受けまして、公告縦覧の手続が完了しましたら、正式に港湾計画の変更に入っております予定でございます。

それから、港湾計画の変更が終わりますと、半年ぐらいかけまして地方港湾審議会という会議を開催していただきます。ここから財産審議

会から県議会の承認という手続に入ってまいります。

次に、国のほうの手続ですが、地方港湾審議会が終わりますと、国のほうの用途変更の承認をしていただきます。その後に、埋立竣工通知及び登記手続という手続に入っていただきます。それから、所管がえ、そして平成27年の11月ごろ国有地を売却という手続に入っていきます。

3段目は都市計画の位置の決定です。本施設が51条施設に当たります。ごみ処理でありますとか、し尿処理でありますとか、保育園でありますとか、そういった都市施設という位置づけになりますので、都市計画によってこの位置決定というのをさせていただきます。これが来年の9月ごろ都市計画審議会を開催していただく予定で、今現在、進めております。

それから、下から2段目の事業者選定手続及び実施設計ですが、と建設工事の流れですが、現在、一番下の事業者選定委員会の会議内容というのを見ていただきたいんですが、第12回、9月12日に第12回入札公告書類の決定、特定事業選定結果の確認作業を終えております。これをもちまして、事業者を募集する準備の作業がほぼ終わったという段階に来ております。

この後、事業者を募集するためには、市議会におかれまして債務負担行為の設定の承認、それから債務負担行為の承認が必要となってまいります。

これまでの説明では、改選後の10月の定例市議会におきまして御承認をいただきたく御説明をまいりました。御承認いただきますと、来年の6月ごろに事業者の落札者の決定という作業まで入ってまいります。約半年間です。これは、事業者選定委員会のほうでヒアリングして、非価格要素と価格要素で審査をしていただきまして、最優秀提案者が落札者となり

ます。

それを受けまして、来年の9月ごろに市議会において本契約の契約締結という流れになってまいります。

落札した事業者は、実施設計及び協議に入ってまいります。約1年間の設計を経まして計画通知、——建築確認ですね、計画通知が出されまして、確認済み書が出ますのが再来年の1月ぐらいです。そこから約26カ月間の工事を経まして29年度の竣工というような流れに、現在、計画をしております。

これを踏まえまして、今後の御報告並びに説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページ目をお開きください。

環境影響評価の県知事意見の通知があったことを示しております。真ん中の段の環境影響評価のフロー図を書いております。この中で⑧番、知事意見の通知というのが、今回、行われております。これが出されますと、次に評価書の作成、それから公告縦覧という手続に入ってまいります。

知事意見の通知の内容につきまして、次に本文のコピーをつけております。2ページです。ここを少し読ませていただきます。

タイトルは、八代市環境センター建設事業環境影響評価準備書に関する熊本県知事意見及び留意事項等について（通知）という文書が参っております。

で、この文書の2行目ですが、別紙のとおり環境保全の見地から意見を述べますという県知事意見が出されております。

この中身について、詳細が3ページ以降、添付しております。3ページ目の全体的事項というところをごらんください。

3つ——括弧書きで1、2、3と3つ書いてありますが、まず1点目が、悪臭、廃棄物、自然災害の項目について、マテリアルリサイクル

推進施設の稼働及び排水処理工程からの廃棄物の排出等を考慮した予測、評価となっていないため、敷地内の建設予定施設全体の影響について、できる限り予測、評価し、記載内容を見直すこと。

2点目が、個別の事象のみの予測、評価はあるが、複数の事象が組み合わさる場合の予測、評価がないため、評価が最大となる事象を検討し、予測、評価を行うこと。

3点目が、調査、予測、評価項目について、事業実施による周辺環境への影響に配慮し、不足している項目がないか再度見直すこと。

こういった知事意見が参っております。

個別に申し上げますとたくさんあるんですが、その中で代表的なものを御紹介いたします。

次の大気環境の中で、悪臭というのがございます。で、ここに、悪臭に関しましては、悪臭については、定性的な予測・評価であり、また、通常臭気は炉内で燃焼し、酸化分解させることにより無臭化させる計画としているが、休炉時——炉が休みのときですね、休炉時は燃焼できず、周囲へ拡散する可能性がある。供用時の事後調査を実施することということです。

それから、なお、事後調査を実施する場合は、排出ガス中及び敷地境界線上の調査はもとより、市民の利用を見込んでいる緑地——将来予定図ですね——エリアと一般廃棄物処理施設エリアとの境界線上の調査の必要性についても検討することというコメントが出されております。

続きまして、4ページをお開きください。

真ん中、中段あたりに動物・植物・生態系というのがございます。希少動物のクロツラヘラサギというのが、候補地の周辺の干潟に生息しております。飛来しております。クロツラヘラサギの餌場は干潟・河口域だが、前川河口中洲や工事実施区域に隣接する水場付近も休息場と

して利用することが考えられ、工事中の影響が懸念されるため、事後調査の必要性について検討することという御意見となっております。

続きまして5ページです。

温室効果ガスについてということで、今回提案していただきますけど、3機種とも助燃材を使用いたします。そのことについてここに書いてございます。

温室効果ガスの予測手法について、シャフト式では還元材・補助燃料としてコークスが使用されているが、コークスの種類により発生する温室効果ガス排出量が違うため、予測手法等を再度検討し、必要に応じて予測、評価結果等を見直すことということが書かれています。

以上が県知事意見の内容でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページで1文字違っておりました。8番です。1番から9番までの要望項目がございますが、8番に球磨川本流と前川に流れ込む流量調整の川の字が違っております。修正方お願いいたします。前側になつとります、前川じゃなくて。

それでは、説明をいたします。

周辺関係者、主に漁業関係者から9項目の要望が本事業に出されております。市といたしまして、この9項目に対応しておりますので、その対応状況を御説明いたします。

1点目が、周辺整備に伴う建設推進協議会の設置を下さいという要望でございます。平成24年度に協議会を設置しております。作業部会を4回開催したところでございます。

2点目、荷さばき施設の整備ですが、今年度、水産庁へ補助金申請を行っております。現在、荷さばき施設の実施設設計、地質調査——ボーリング調査ですね——及び地下水調査を行っております。平成26年度が施工、早ければ26年度内に供用開始を予定しております。

3点目がアサリ漁場の恒常的な整備というこ

とで、平成25年度、今年度に前川河口域再生協議会を設置しております。これは農林水産部のほうで協議会を設置しておりますが、この協議会内で現在も協議中です。25年度予算が700万円程度措置してあったかと記憶しております。

4点目が藻場造成事業と、5点目の指定漁場への簡易漁礁の投入につきましては、3点目の対応と一緒にございます。

6点目の稚魚増殖センターへのエネルギーの供給。これは候補地の隣接しております八代漁協所管の稚魚増殖センターというところのエネルギー回収推進施設から発生します余熱を配給する予定でございます。

7点目は、道路整備（散水車の常設）と書いてありますが、進入道路は県の所管の道路で、港湾道路でございますので、そこをパッカー車、ごみ集めのパッカー車が通ります。万が一、汁がこぼれたときでもすぐ対応できるように、常時散水車を設置いたします。

それから8点目、球磨川本流と前川に流れ込む流量調整に関する協議。これは国交省と協議をしておりますが、球磨川と前川の流量のバランスが、流れるバランスが、球磨川のほうが多いから前川のほうに少し水を下さいという要望でございます。

しかし、なかなか球磨川のほうもいろいろな使用形態がございまして、アユの遡上のルートでありましたり、青ノリの生息地でありましたり、いろんな水を必要とされております。で、いろんな団体と協議を行っておりますが、少しまだ時間が必要とする項目でございます。

それから、9点目、環境センター事故発生による被害補償。建設工事中も含めまして、環境センター側に瑕疵があると認められた事故については補償対象といたしますという返事をしております。

以上、6ページの説明を終わります。

続きまして、7ページです。

環境センター建設事業に伴う決定事項ということで、いつ誰がこの項目について決定したのかという時期と決定機関を書いております。

1点目の建設候補地につきましては、平成22年の1月19日、市民15名によります委員会の中で、3地区4カ所という提言書が出されております。その中から、内港の加賀島地区を平成22年4月12日に政策決定しております。

2点目、事業方式です。平成24年の4月24日に政策会議でDBO方式——公設民営方式としてごみ処理施設を整備するというふうに決定しております。

3点目の処理方式ですが、平成23年11月12日、八代市環境センター建設に係ります処理システム検討委員会からの提言が2方式3機種が八代市にはふさわしい機種であろうということで提言を受けております。焼却方式にありましてはストー式、ガス化熔融方式にありましては流動床式とシャフト式と、これを政策決定しております。

4点目、発注方式です。事業者選定委員会を平成24年の10月から開催しております。本年9月で第12回を開催しておりますが、発注方式は、総合評価方式による一般競争入札です。決定機関は庁内プロジェクトで、契約検査課も含めまして庁内プロジェクトでこの発注方式を決定しております。

5点目、事業者選定方式ですが、事業者選定委員会の中にありまして、価格評価点プラス非価格評価点で総合評価点を争うということになります。この中で、最優秀提案者が落札相手方となります。最終決定者は市長であります。

以上で7ページの説明を終わります。

続きまして、8ページは、国や県と土地の交渉状況を書いております。

この中で、8ページの一番上の港湾計画の変

更というところをごらんください。県の見解及び手続に関してですが、真ん中の県の見解というところをごらんください。

条件といたしまして、環境アセスの県知事意見通知後、港湾計画変更の事前準備に入ります。環境アセス評価書縦覧後、正式な変更手続を開始いたしますという返事をいただいております。

それから、真ん中あたりの、今度は国の見解ですが、一番左側の国の見解の所管がえ手続のところですが、ここに平成27年の6月ごろになりますが、埋立竣工通知及び登記手続後に手続を開始するという事で、所管がえが決まりませんとなかなか、1回県のほうに売り渡しいただいて、県がまとめて八代市に譲渡するというようなやり方も、今、検討中でございます。手続の期間は、できるだけ延びないように、今、お願いをしているところでございますが、こういった手続の方法をとられるということでございます。

8ページは大体主な交渉状況でございます。

続きまして、スケジュールの後の12ページをお開きください。

事業者選定委員会の今後の予定ということで、契約までのスケジュールを書いております。

市議会におかれまして債務負担行為の御承認をいただいた後、入札公告という手続に入ってまいります。現時点では、11月の8日ごろ入札公告を目標としておりますが、この後、募集要項の公表、現地見学会の実施、募集要項に対する質問の提出期限、同じく回答、それから資格審査申請書の提出期限、それから資格審査結果の通知、そして、第13回目に、民間事業者の参加状況の報告、――要するに、何社八代市にこの本事業に手を挙げたかという報告を13回の会議で行います。それから、資格審査につきましては、事務局のほうで行います。これは

契約検査課と共同で行うことになろうかと思いますが、いろんな条件を提示しますので、その審査、資格審査がクリアできてるかということ審査いたします。

それから8点目の募集要項に対する質問、これは第2回目になります。それから対面的対話といいまして、直接事業者から聞き取ります、いろんなことを。そういったところで、事業者選定委員会の委員の皆様には、オブザーバーとして参加していただきます。

その後、第15回の選定委員会では、技術提案審査に関する審議、ヒアリングの準備をもう始めます。そして、13回目に非価格要素の審査及び価格審査、14回目に総合評価の実施ということで、13、14はこの第16回目の選定委員会の内容になりますが、実際にもう評価をしていただきます。ヒアリングで聞き取り調査をしていただきます。

それから、価格面の見積書が先に出されますので、その開札の立ち会いもしていただきます。で、非価格要素と、――非価格要素を先に点数を出しまして、その後、価格要素の開札を行いまして、合計点で総合評価をしていただきます。

そして、15番目に落札者の決定、その後、基本協定の締結、運営事業者の設立、これがこれまで御説明いたしましたSPCという会社です。特別目的会社の運営事業者の設立をしていただきます。そして、仮契約の締結。そして、19番目に、最後に本契約の締結を、市議会の御承認の後に締結という形になります。

以上のような流れで事業者を決めてまいります。

それから、13ページをお開きください。

DBO事業者の業務範囲の概要を示しております。黒く塗ったところがDBO事業者の業務範囲です。それから白抜きで横バーが書いてありますのが市の業務範囲です。ここに載ってお

ります業務全てを合わせまして、240億で行います。黒抜きのところが今回、債務負担で御承認をお願いしたい190億円の部分です。そのように業務範囲を色分けしております。

真ん中のエネルギー回収推進施設がメインになりますが、基本設計と実施設計、それからマテリアルリサイクル推進施設も基本設計と実施設計、それから、管理棟と緑地エリアは基本設計のみを行っていただきます。あと黒く塗ってあるところは業務範囲でございます。

それから、一番右側に市の業務範囲ということで、（参考）という欄を設けておりますが、当然のことながら、用地の確保、港湾計画の変更や都市計画決定、環境影響評価の手續、用地測量・登記、地質調査などが八代市の業務範囲に入っております。

それから、管理棟とリサイクルの維持管理につきましては市のほうで行います。緑地エリアの設計、施工、管理も市のほうで行います。

以上のような区分けで、今後、進めてまいります。

それから、資料、14ページからはこれまで全員協議会などで御説明させていただきました資料をまとめたものでございます。

この中で1ページだけ本日御説明を、おさらいの意味で14の22というページをお開きいただきたいと思います。

14の22ページに、発注方式の（発言する者あり）性能発注と仕様発注の違いを書いております。これまで、公共事業は大体右側のこの仕様発注という方法で発注をしています。

まず、基本計画を行います。設計を行います、実施設計まで済んで、指名競争入札か、もしくは一般競争入札ということで業者を指名したり手を挙げさせたりして業者を募集しております。

そして、価格入札で事業者を決定いたしまして、この後は契約締結後のこの工事は、今度は

八代市がつくりました設計に基づいてこの工事が行われていく。こういった流れになります。

今回の性能発注は各メーカーが機械がそれぞれ違います。それから、やり方も違います。それから、建物の建て方も違います。全て提案型で行う関係上、八代市が行いますのはこの基本計画、これだけ行いまして、こういったイメージでつくってくださいと。

それから、この総合評価方式による一般競争入札で、要求水準書というのがございます。この中に、ここに当たるような基本仕様発注時のような、この設計に当たるような、具体的には書けませんが、こちらに、このような要求水準書という中にいろんな八代市の思いとか、やり方とか、こういう材料を使ってくださいとか、特記すべきような事柄についてこの中にまとめております。これを業者は見まして、見積もりをつくったり、それから設計書をつくったりしていくということになります。これを満たすことが最低条件としております。

そして、事業者はこの提案プラス入札というこの方式でまず非価格要素の提案、これに約100%のうち60%を、――6、4の割合で、今、非価格要素が6、価格要素が4で100%で、提案で最優秀提案者を決めてまいります。提案者のほうで提案内容をこの事業者選定委員会で審査していただきまして、点数をつけていただく、その後、見積書を開札して合計点で事業者を決定していく。

で、事業者が決まりました後に、ここから事業者は設計を開始いたします。建物とプラントの設計を開始いたします。そして、工事まで入る。

先ほどのスケジュールの中で、設計、施工、管理まで一気に行うのがこのDBO方式というような御説明をしましたが、そのような流れで、今後、進める。これを平成29年度までに終えていただくということになります。

それから、最後になりますが、資料のほうに14の26から各処理方式の機種の概略図と説明文をつけております。これはこれまでも全員協議会などで御説明してまいりました。機種の違い、特徴、それからエネルギーの効率でありますとか助燃材でありますとか、そういったものを記載しております。

それから、15ページにはさらに詳しいフロー図をつけております。ストーカ式と流動床式とシャフト式、3機種のフロー図をつけております。

今後、全員協議会や会派別の勉強会でさらに詳しく御説明をしていく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 私のほうから1点申し上げたいと思います。

この環境センターの建設のスケジュールについてでありますけれども、環境アセスのほうの準備書については、大した問題もなく、現時点で県知事の意見が出されたということは、大変うれしく思っております。

ただ、次のステップといたしまして、評価書の作成、公告縦覧が11月ごろに予定をされているところであります。この評価書の、言うならば縦覧の段階が終了しなければ、今後の手続に時間を要するような問題が発生する場合もあるかもしれません。

例えば、この評価準備書の中で御指摘がっております自然災害時の安全等につきましては、何百年か前、麦島城が倒壊をしたという地震の事実もございますので、その辺のところも出てまいりましょうし、また今回、市長もかわられ、新人の議員さんも何名か出ておられますので、その辺の説明、理解をいただくためにも時

間が要るのかなというふうに思っております。

今後、債務負担行為の設定や用地取得等にも影響を及ぼすことがないようにですね、バックをしないように、一步一步確実に、大きな事業でありますので、手続を進めていかれるのが賢明というふうに思っております。

ぜひ、ここまで来たので、確実かつ慎重な事業推進をお願いをしたいと思い、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） はい。今、古嶋委員からですね、御意見がありましたけども、私も以前からですね、確実に一つずつクリアしていくということをですね、大前提と考えてまいりました。

ただ、平成29年度内に環境センターを必ず供用させるということは、今の清掃センターの状況から見まして、市民の皆様方にとっても悲願な、——悲願のですね、事業でございます。

そういった時期を踏まえ、これまでですね、一つの手続について、一部重複させながらですね、極力早くという考えからいきましたけども、最初、私が申し上げましたけども、この事業については、八代市がかつてないですね、規模の予算を投入して、しかも最終的に約30年間ですね、稼働させると。

しかも、DBOで20年間ですね、確実な運転を依頼するというようなことでございますので、その内容については、やはり議会ですね、御理解、これが一番大事と思っております。議会の御理解がなければですね、やっぱり市民の皆様方もですね、それに対しての御理解、なかなかいただけないと思いますので、今、古嶋委員からございましたけども、我々としましては、まずはですね、手戻りをしないよ

うにするための方策、これは、一番いいのは、今言われた環境影響評価のですね、公告縦覧を終えて、県知事からですね、環境保全上の措置の意見もないということがですね、明確にわかった段階で次に進むというのが一番適切だと思います。

御意見がありましたので、それについてはですね、今ここで、私がそれができますということとは言えませんので、市長等にもですね、十分協議をしていただきまして、確実なですね、事業運営、それから、手戻りしないようなスケジュール、これを組んでまいりたいと思いますので、その点については十分ですね、検討していただいて、一つ一つですね、スケジュールをですね、確定したいと思います。

まずは、基本的に我々が思っているのは、現段階ではですね、少し重複する部分がありますので、それについてはですね、何らかのやっぱり今の方向性を変えるということは必要かと思ひます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかに何かございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 13ページを見ながらお話を聞かせていただきたいと思いますんですが、これまでですね、エネルギー回収推進施設については非常に詳しくいろんな資料を出していただけてますし、説明を受けてきているわけですが、その下のマテリアルリサイクル推進施設、またストックヤード、管理棟、緑地エリア、これをどうするかということについてですね、スタイル、方針なりが出されていないんですが、このあたりはいつの時期にどんなふうに出されようとしているのかということについてお話を聞かせてください。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は

い、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 確かにDBO施設だけが取り沙汰されまして、非常にちょっとおろそかになった、——説明がおろそかになった点もあるかもございません。申しわけないと思っております。

実は、マテリアルリサイクル推進施設は非常に設計が、——今後、実施設計までこのDBO事業者にしていただくんですが、八代市が21分別をしております。で、今現在、中北のほうでいろんな業者さんの出入りがあっております。

例えば、ストックヤードにたまった分をそのまま、例えば鉄の製品であるとか、それから新聞でありますとか段ボールでありますとか、そのまま業者が引き取られるケースもございします。仕分けをせずにですね。たまった分だけストックヤードから業者に売却という形もとっております。

ですので、リサイクルの一番難しいのは、各自治体が多分悩ましいと思っておりますのは、ラインの分別、分級作業をどの商品とどの商品をやるか。そこを八代市として明確に打ち出さないと、なかなかその処理、——集まってくる量は1日当たり20トン近くというふうに計算しておりますが、どのようなラインでどのように売却したり処分したり、全てが売却できませんので、埋め立てに持っていったり、それから、もう一回処分という作業が出てくる品物もございします。

ですので、そのあたりにつきましては、今度実施設計に入りましてから、一緒にDBO事業者と設計に反映させていきたいというふうに考えております。

基本的には、今、中北がやっている流れで進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） でも、今回、240億の債務負担行為の中に、このあたりまで全部入ってますよね。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） いえ、240億の総事業費のうち190億円分が入っておりますので。リサイクルにつきましては、この実施設計費のみが190億円の中に入っております。ですので、設計を今から進める上での考え方でありましてか建物への反映、それからプラントへの反映という意味では、まだこれから実務に入っていけるというふうに考えております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） その時期っていつになりますか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。スケジュール上で申し上げますと、11ページのスケジュール表から行きますと、来年の9月に、契約締結後に実施設計及び協議期間というラインがございます。約1年間となっておりますが、この中でエネルギー回収推進施設と並行してリサイクルの実施設計も行っていくというふうに考えております。

○環境部長（宮川正則君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 先ほどですね、古嶋委員から御指摘がありましたので、今、これまですでですね、契約でもお話ししておりますけれども、これについては、場合によってはですね、例えば、上程時期をですね、若干、変更し

た場合には、これから2カ月くらいですね、多分差が出てくると思います。

そこについては、まだ、今、我々としましてはですね、確実にやろうとは思っておりますけれども、それが確実にできるかということですね、まだ少し、何といいますか、確定しない部分がございます。

事業者選定委員会のほうで、今、最終的に12回の審査は終えまして、入札公告のですね、一つの項目事項の審査は終わりました。ですけれども、この項目事項の中で、まだ最終的な委員の意見の調整、これが今、一生懸命やっておりますけれども、なかなかこれを最終的に確定するのに若干時間を要するような兆しもございます。

やっぱりそこら辺はですね、まだ明確に確定ではなくて、一応、現段階のスケジュールということですので、今、説明をさせていただきます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 幸村委員、よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） これって、この部分っていうのは、全体そうなんですけれども、八代市のごみ行政をどうするかって話だというふうに、ずっとお話をしてるんです。そうだというふうに思うんですね。

マテリアルの推進施設の件も、例えば、働く場としてどう考えるかっていうところも必要ですよとかいって話をしてて、そういったふうな方針っていうのは、何も実施設計とかがなくても、その前の段階できちんと方針立てをするべきものだというふうに私は思ってるんです。

だから、それを早く出してほしいというふうにずっとお話をしてますし、例えば、いろんな団体から提言書をいただいたりとか、子供たち

にこんな、何かな、管理棟ならこんなところがあった方がいい、こんな見学施設があったらいいとかっていう意見もたくさんいただいているわけですよ。だけん、そういったものに対してやっぱどう答えていくのかっていうのも、実際問題としていろんな声が寄せられてて、だけん、それをやっぱり聞きっ放しにするんじゃないかって、きちんと形にして、お戻ししていくってことも含めてですね、やっぱりこのあたりの、一一確かに実施設計っていうのは設計としてあるのかもしらぬけど、方針というものについてはですね、やっぱ早くお示しいだきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） これは要望でよろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） よかですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません、勉強させてください。

県知事の意見書の中で、3ページでですね、大気環境の中で悪臭というところで、通常臭気は炉内で燃焼し、酸化分解させることにより無臭化させる計画ということであってんですけど、酸化分解というと、具体的に何度まですると酸化分解になって無臭になるんですか。

○環境部長（宮川正則君） よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 通常、もう燃焼しますので、ストーカの場合、大体おおむね850度ぐらいで燃焼します。もうそれで完全に分解してしまいます。

以上です。（委員長成松由紀夫君「ストーカで」と呼ぶ）

ですから、それ以上ですね、それこそガス

化溶解については、それ以上温度は上がりますので、それで分解するということです。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○環境部長（宮川正則君） よろしいですか、追加で。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 今ですね、清掃センター、申しわけないです、若干、今に漏れてますけども、あそこの機能がですね、当時、設計がなかったかもしれませんが、あの状態で機能を確実に、機能してればですね、あそこでもやはり全て炉内にですね、空気を、ピット内の空気を持っていきまして、外においては漏れないという構造にしています。ただいかんせん施設が古いもんですから、若干漏れがあるというところにいます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今の件は了解しました。

もう1点、お尋ねをしたいんですが、県知事から意見が出されているわけですが、その中で見直すこととか、そういったことを検討することとかっていうふうに書かれているわけですが、この結果についてはいつごろをめどに出されるんですかね。

○委員長（成松由紀夫君） 田島主任。

○環境センター建設課主任（田島雄一郎君）

はい、お答えします。

県知事意見につきましては、八代市は真摯に受けとめて評価書のほうを作成いたします。評価書の作成後ですね、そちらについては議員さんなり市民の皆さんなりにですね、お伝えしていこうと考えているところです。

時期につきましては、早ければ平成25年度の11月末を予定しております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、いいです。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） 済みません、1点だけ聞かせて。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。単純な質問なんですけど、八代市環境センターっていうのが正式名称になるんですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 実は委員も御承知、御記憶があるかと思いますが、最初この名称につきましては、仮称とつけておりました。

他の自治体の流れを見ますと、仮称でスタートしたり、もう既に条例施設として名称を決めてスタートしたり、いろんな、——それからもし熊本市でしたら建てかえ事業、今の施設の名称を使って何々施設建てかえ事業というようにいろんな名称のつけ方がございます。現時点では、八代市はまだこの環境センターっていうのは条例施設ではございません。

それから、私個人的には少し悩んでますが、水俣市に環境センターというのがございます。これは人権と環境を勉強する施設なんですけど、少しやっぱり同じ名称というのがいかなものかというふうに考えております。

ですので、正式名称につきましては、今後、供用開始までに正式に決めていく必要があるかと考えております。

○委員（幸村香代子君） はい、理解しました。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですね。はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） はい。なければ、以上で、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

ほかに、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時34分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年9月25日

建設環境委員会

委員長